

弁護士法人西国際法律事務所

代表 西 美友加 殿

2018（平成30）年11月16日

仙台弁護士会

会長 及 川 雄介



照 会 書

前略

当会は、貴法人の下記行為について、弁護士法に違反するものと思料し、貴法人が所属する第一東京弁護士会への懲戒の請求を検討しております。

つきましては、下記の各事由につき、貴法人からご意見等がございましたら、当会の今後の対応を決める上で参考にさせていただきますので、平成30年12月7日までに当会（住所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18, FAX 022-261-5945）宛に書面にてご提出ください。

草々

記

- 1 貴法人は、社員を常駐させないまま、また、当会による常駐しないことの許可もないまま、当会の地域内である宮城県遠田郡涌谷町において、平成30年1月17日に従たる法律事務所を設置した旨の同日付登記をし、従たる法律事務所を設けました。貴法人は、当該従たる法律事務所の建物に「西国際法律事務所涌谷支所」と表示された看板を掲げ、その看板には当該従たる法律事務所の電話番号を表示し、同年2月16日には対外的に当該従たる法律事務所の開所式も開催しました。貴法人は、当該従たる法律事務所を同年7月10日に廃止した旨の同月31日付登

記をしましたが、その間、約半年にわたって当該従たる法律事務所を設置していました。

貴法人のかかる行為は、社員の常駐義務を定めた弁護士法30条の17に違反するものと思料いたします。

2 貴法人は、当該従たる法律事務所を設置した旨の同年1月17日付登記をしたときに当然に当会に入会し(弁護士法36条の2第2項)、また、当該従たる法律事務所を廃止した旨の同年7月31日付登記をしたときに当然に当会を退会しましたが(同条第3項)、これら入退会につき、当会に何ら届け出ませんでした。

貴法人のかかる行為は、入退会の届出義務を定めた弁護士法36条の2第6項及び第7項に違反するものと思料いたします。

以上